

水痘（みずぼうそう）にかかると児童が出ています

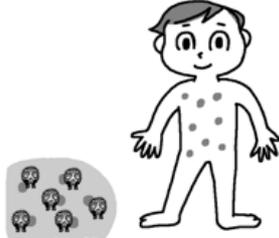
今週に入り、数名の児童が水痘（みずぼうそう）でお休みをしています。感染力は非常に強く、潜伏期間は主に14～16日（10日未満や21日程度になることもある）です。

水痘は鼻水や咳のしぶきなどの飛沫により感染したり、水疱の中にいるウイルスで接触感染をしたりします。

水痘を治療する薬もあります。「みずぼうそうかもしれない」と思ったら、早めに医療機関を受診しましょう。予防接種をしてもかかることがあります。**水痘と診断された場合は学校にお知らせください。**すべての発疹がかさぶたになるまで出席停止になります。

水痘（みずぼうそう）が治るまで

① 「虫さされかな？」程度のぶつぶつができる。初めはかゆくないが、徐々に痒くなり、数がどんどん増える。



② 次の日になると、さらにかゆみが増す。大きくなって水ぶくれになる。熱が出ることもある。



③ ぶつぶつはかさぶたになり、自然にとれてくる。医師の診察後、登校が可能になる。



出席停止について

学校で感染が拡大する可能性の高い感染症については「出席停止」になります。その主なものは、以下の通りです。

新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風しん、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、流行性角結膜炎、等

このような感染症と診断された場合には、医師の指示に従い感染の恐れがなくなるまでは、学校をお休みすることになります。学校に連絡をお願いします。欠席扱いにはなりませんので、ゆっくりと休養して、しっかり治してください。

《今後の健康診断の予定》

5/23(金)	眼科検診	6/9(月)	聴力検査(2、3年)
5/27(火)	内科検診(1、2年)	6/10(火)	聴力検査(1年)
6/4(水)	聴力検査(5年)	6/12(木)	心臓二次診察(該当者のみ)
6/6(金)	心臓二次 X 線(該当者のみ)		

○日本スポーツ振興センター給付金について

愛川町では小児医療費助成制度により、保険診療の自己負担分が無料になっていますが、学校管理下(授業中や休み時間、登下校、遠足や校外学習)のケガ等で受診する場合は、小児医療証を提示せず、健康保険証で受診し、いったん窓口で自己負担分をお支払いいただきますようお願いいたします。その後、学校を通して日本スポーツ振興センターの手続きをすると医療費の自己負担分(3割)とお見舞い金(1割)が給付されます。

また、自己負担分1,500円未満(診療報酬点数500点未満)のケガ等や学校管理下ではないケガ等は、給付の対象になりませんので、小児医療証をお使いください。申請に必要な書類は学校でお渡しします。また、不明な点があれば、いつでも養護教諭(影山)までご相談ください。

○保健室での傷口の手当てについて

保健室で行っている救急処置では、傷口がきれいであれば、基本的には消毒薬を使っていません。傷口の細菌を殺すために消毒をすると、細菌よりも人間の細胞の方が大きなダメージを受けてしまうからです。化膿させないためには、傷口に細菌の隠れ家を作らないことが大切です。細菌の隠れ家は砂粒などの汚れです。そのために、水できれいに洗っています。

○嘔吐物で汚れた衣類の取り扱いについて

お子様が嘔吐したときに、衣類が汚れてしまうことがあります。嘔吐物には、ノロウイルス等の強い感染力を持つウイルスが含まれている可能性があるため、汚れた衣類等の消毒や手洗いの徹底が必要です。学校では、感染拡大防止のため、ご家庭で消毒等の処理をお願いしています。お手紙(衣類の消毒方法)を添えて、嘔吐物で汚れた衣類を持たせることがありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。